

山形広域環境事務組合職員の日額旅費支給規程

〔平成4年3月
共衛訓令第2号〕

改 正 平成5年3月山広環訓令第2号 平成7年3月山広環訓令第6号

山形広域環境事務組合職員の日額旅費の支給に関する事項については、山形市職員の日額旅費支給規程（昭和41年山形市訓令第4号）の規定を準用する。

この場合において、同規程の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（平5訓令2、平7訓令6・一部改正）

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成5年3月改正）

この訓令は、公布の日から施行し、平成5年2月1日から適用する。

附 則 （平成7年3月改正）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。